**姫島ITアイランドセンターコワーキングスペース会員規約**

姫島ITアイランドセンター（以下、「施設」という。）のコワーキングスペースの会員規約は、以下のとおりとする。

１　次の各号に該当する者は会員となることはできない。

(１）１８歳未満の者

(２)　暴力団員（姫島村暴力団排除条例（平成23年3月姫島村条例第1号）第2条第2号に規定の暴力団員をいう）及び暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

２　会員は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　公の秩序又は善良の風俗に反する行為、又はそのおそれがある行為をしてはならない。

(２)　施設又は備品等を毀損する行為、又はそのおそれがある行為をしてはならない。

(３)　その他管理上支障をきたすおそれがある行為をしてはならない。

(４)　使用者が故意又は過失により、施設又は施設内の備品を亡失し、又は毀損したときはその損害を賠償しなければならない。

(５) 使用者は、使用を終わったとき、又は使用を停止させられたときは直ちに責任をもって清掃、後始末を行い、借用した備品を施設管理者に引き継がなければならない。

(６)　使用者は、施設内での火気の使用及び喫煙をしてはならない。

３　次の各号の一に該当する者は、会員の登録を取り消すことができる。

(１)　この規約に違反したとき

(２)　会員の権利を他の者に譲渡し、又は転貸したとき

(３)　政治活動、宗教活動をしたとき

(４)　その他、村長が特に必要と認めたとき